

三菱商事フューチャーズ証券株式会社

(2006年版)

【はじめに】

本書は、平成18年3月期(平成17年4月～平成18年3月)における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載項目について】

1. 会社の概況

「会社の沿革」

当社の設立から現在までの沿革を記載しています。

「会社の目的」

定款に記載された当社の目的を記載しています。

「事業の内容」

当社の経営組織、事業の内容について記載しています。

「財務の概要」

平成18年3月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務

指標について記載しています。

「主要株主名」

株主の氏名、所有株式数等を記載しています。

「役員状況」

当社の役員の名、主要略歴等を記載しています。

2. 営業の状況

「営業方針」

当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。

「当社及び当業界を取巻く環境」

内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。

「営業の経過及び成果」

当社の平成17年度における業績について記載しています。

「対処すべき課題」

当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。

「受託業務管理規則」

当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

3. 経理の状況

「財務比率」

(a)純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額}(\ast)}{\text{リスク額}(\ast)} \times 100$$

(*「純資産額」は、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出し、「リスク額」は、同法第211条に基づく施行規則第99条により算出しています。)

(b)自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金}} \times 100$$

(c)自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$$

(d)修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額(*)}} \times 100$$

(*「総資産額」は、委託者に係る株式会社日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額とのいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除きます。)

(e)負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額(*)}}$$

(*「純資産額」は、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出しているものを言います。)

(f)流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

I. 会社の概況

① 会社名等

商品取引員名 三菱商事フューチャーズ証券株式会社
 代表者名 代表取締役社長 福田 良一
 所在地 東京都中央区日本橋人形町一丁目14番8号
 電話番号 03-3668-0651

(平成18年4月3日に商号を「三菱商事フューチャーズ株式会社」から、「三菱商事フューチャーズ証券株式会社」に変更いたしました。)

② 会社の沿革

当社は、商品先物取引の受託業務を目的として、平成3年8月三菱商事株式会社の全額出資により、商号を「エム・シー・エフ・エフ株式会社」として設立され、平成3年11月豊加商事株式会社を吸収合併の上、平成4年1月三菱商事フューチャーズ株式会社に社名変更し、本格的に営業活動を開始致しました。

(平成18年4月に関東財務局の証券業登録を完了し、社名を三菱商事フューチャーズ証券株式会社に変更しました。)

年 月	概 要
平成 3年 8月	商品先物取引の受託業務を目的として、エム・シー・エフ・エフ株式会社を東京都中央区日本橋蠣殻町一丁目28番4号に設立。資本金12億円。
平成 3年11月	豊加商事株式会社と合併。商号を豊加商事株式会社とする。 資本金を16億円に増資。
平成 4年 1月	商号を「三菱商事フューチャーズ株式会社」に変更し、同時に本社を東京都中央区日本橋堀留町二丁目8番4号に移転。 通商産業大臣より、東京工業品取引所貴金属市場取引員の許可取得。 池袋支店を閉鎖。
平成 4年 2月	丸の内支店開設。
平成 4年 4月	宇都宮支店の住所を栃木県宇都宮市本町13番14号に移転。
平成 5年 1月	資本金を6億円に減資。 資本金を16億円に増資。
平成 5年 4月	通商産業大臣より、大阪繊維取引所綿糸市場取引員の許可取得。 大阪支店を開設。
平成 5年 5月	静岡支店を閉鎖。
平成 6年 7月	本社を東京都中央区日本橋人形町一丁目14番8号に移転。同時に横浜支店を閉鎖し、本社営業部に統合。
平成 7年 1月	通商産業大臣より、神戸ゴム取引所天然ゴム指数市場取引員の許可取得。
平成 7年 8月	全商品の統一許可更新(東工取・東穀取・大織取・神ゴ取)
平成 7年10月	大蔵大臣、農林水産大臣、通商産業大臣より、商品投資販売業(協議法人)の許可取得。

年 月	概 要
平成 8 年 6月	宇都宮支店を閉鎖。
平成 8 年 8月	福岡支店を開設。
平成 9年 4月	通商産業大臣より、東京工業品取引所アルミニウム市場取引員の許可取得
平成 11 年 2月	ホーム・トレード取引受託開始
平成 11 年 6月	丸の内支店を閉鎖
平成 11 年 7月	通商産業大臣より、東京工業品取引所石油市場取引員(受託会員)の許可取得
平成13年 1月	外国為替直物証拠金取引 取扱い開始
平成13年 8月	全商品の統一許可更新(東工取・東穀取・大商取)
平成14年 1月	外国為替直物証拠金取引 インターネット取引 取扱い開始
平成14年 2月	経済産業大臣より、中部商品取引所石油市場取引員(受託会員)の許可取得
平成14年 3月	大阪商品取引所 綿糸市場脱退
平成14年 4月	名古屋支店を開設
平成14年 11月	トライランド・インターナショナル株式会社の業務を継承
平成17年 3月	改正商取法に基づく商品取引受託業務の許可更新
平成17年 6月	経済産業大臣より、大阪商品取引所ゴム市場取引員(受託会員)の許可取得
平成17年 10月	経済産業大臣より、中部商品取引所鉄スクラップ市場取引員(受託会員)の許可取得

(注) 平成18年4月証券業、金融先物取引業の登録が完了し、商号を「三菱商事フューチャーズ証券株式会社」に変更いたしました。

③ 会社の目的

- (1) 農水産物、食糧品、果汁、砂糖、繭糸、ゴム、綿糸及び毛糸等の繊維製品、貴金属、鉄製品及び鉄スクラップ、アルミ地金及び銅地金等の非鉄金属、原油及び石油製品、木材及び合板の売買及び輸出入業務
- (2) 商品取引所法に基づく商品先物市場における上場商品（商品指数、オプションを含む）の売買及び受託業務
- (3) 海外の商品取引所における上場商品（商品指数、オプションを含む）の売買及び受託並びに委託又は委託の媒介、取次ぎ、代理業務
- (4) 外国通貨への投資、通貨の売買又はその媒介、取次ぎ、代理業務
- (5) 商品投資事業に係る金融商品の設定、運用、管理、販売並びに商品投資顧問業
- (6) 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- (7) 金融先物取引法の適用を受ける国内及び海外の金融先物取引所の市場における上場商品の取引、売買の媒介、取次ぎもしくは代理業務
- (8) 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引

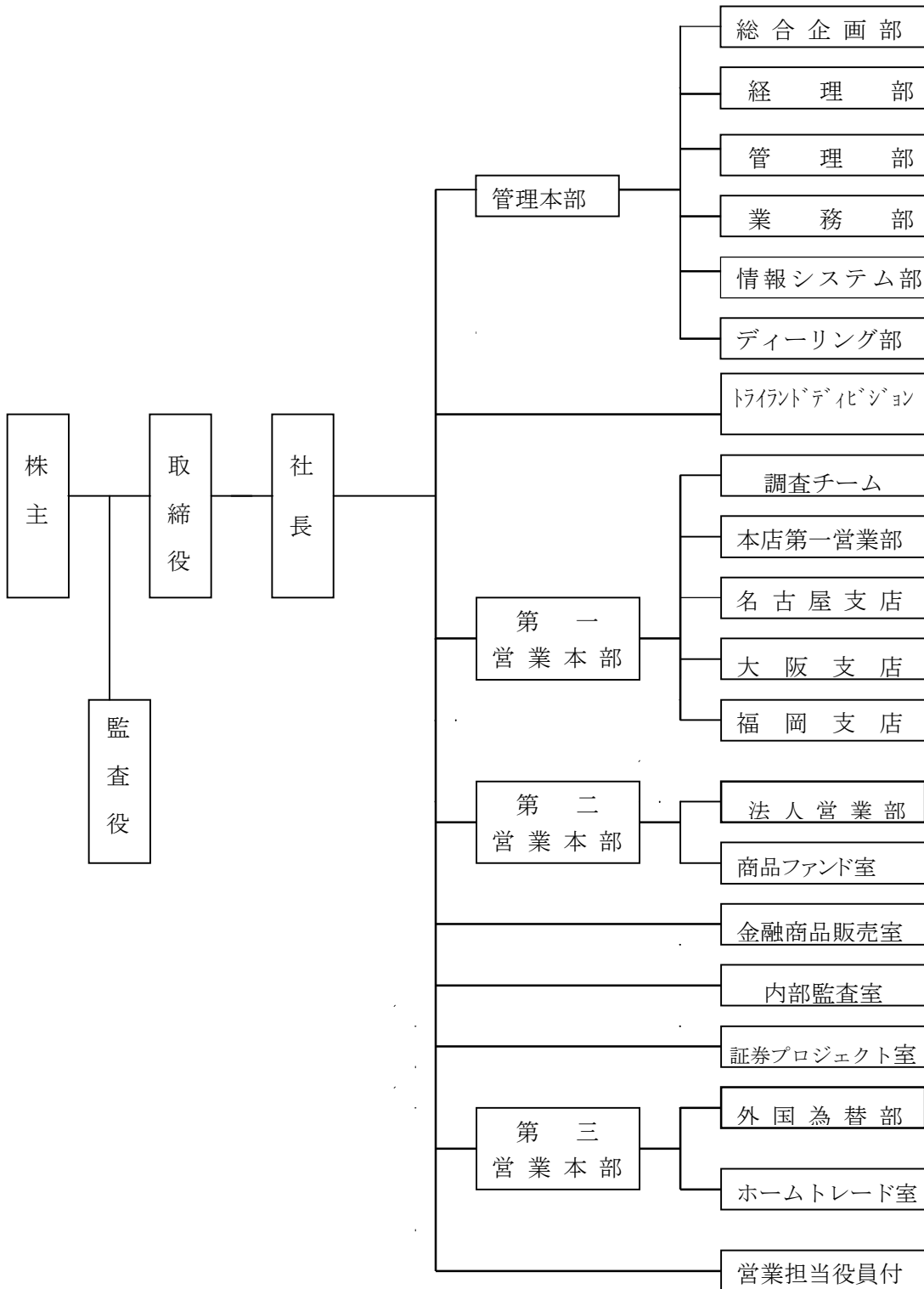
- (9) 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引の媒介、取次ぎ又は代理
- (10) 有価証券の市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理並びに外国有価証券市場における有価証券の売買取引又は外国市場証券先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- (11) 有価証券店頭デリバティブ取引又はこれらの取引の媒介、取次ぎもしくは代理
- (12) 有価証券の引受け
- (13) 有価証券の売出し
- (14) 有価証券の募集又は売出しの取扱い
- (15) 有価証券の私募の取扱い
- (16) 有価証券の保護預り
- (17) 有価証券の貸借又はその媒介もしくは代理
- (18) 有価証券の売買等における信用取引に付随する金銭の貸付け
- (19) 保護預り有価証券を担保とする金銭の貸付け
- (20) 有価証券に関する顧客の代理
- (21) 公社債の払込金の受入れ及び元利金支払の代理業務
- (22) 証券投資信託受益証券の収益金、償還金及び一部解約金支払の代理業務
- (23) 証券投資法人の証券投資に係る金銭の分配、払戻金又は残余財産の分配に係る業務の代理
- (24) 累積投資契約の締結又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- (25) 有価証券に関連する情報の提供又は助言
- (26) 他の証券会社、外国証券会社又は登録金融機関の業務の代理
- (27) 株式事務の取次ぎ（転換社債型新株予約権付社債等の転換請求の取次ぎ及び新株予約権付社債等の新株引受権の行使に関する代理を含む）
- (28) 有価証券に関する常任代理業務
- (29) 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に規定する投資顧問業又は投資一任契約に係る業務
- (30) 証券投資信託委託業
- (31) 民法に規定する組合契約の締結の媒介、取次ぎ及び代理業務
- (32) 商法に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ及び代理業務
- (33) その他証券取引法に規定する証券業に付随するすべての業務
- (34) 前各号に付帯関連する一切の業務

(注) 下線部の業務は現在行っておりません。

④ 事業の内容

(1) 経営組織

当社の経営組織は、次の通りです。



(2) 業務の内容

当社は、商品取引所法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種商品の売買並びに先物取引(商品先物取引、指数先物取引及びオプション取引。以下「商品市場における取引」という。)について、顧客の委託を受けて執行する業務(以下「受託業務」という。)及び自己の計算に基づき執行する業務(以下「自己売買業務」という)を主たる業務としております。

業務の主な内容は次のとおりです。

(a) 主たる業務

イ: 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第190条第1項に基づき、下記の商品市場における取引の受託業務を行うことのできる商品取引員として、農林水産大臣及び経済産業大臣より「第一種商品取引受託業」の許可を受けております。

(許可番号: 農林水産省「指令16総合第1870号」、経済産業省「平成17・03・16商第1号」)

市場名 取引所名	農 産 物	砂 糖	石 油	貴 金 属	アル ミニ ウム	ゴ ム	天然 ゴム 指数	鉄 スク ラップ	上 場 商 品
東京穀物商品 取引所	○								一般大豆、Non-GMO大豆 とうもろこし・小豆、 アラビカコーヒー生豆・ロブスタコーヒー生豆 とうもろこしオプション、大豆オプション
東京工業品 取引所		○	○	○	○				粗糖、精糖、粗糖オプション ガソリン、灯油、原油、軽油 金、銀、白金、パラジウム、 アルミニウム
大阪商品取引所						○	○		ゴム ゴム
中部商品取引所			○				○	○	天然ゴム指数 ガソリン、灯油、軽油 鉄スクラップ

ロ. 商品市場における自己売買業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに掲げた商品市場において行っております。

(b) 従たる業務

証券業務、商品ファンド販売業務、現物販売業務、外国為替直物証拠金取引、海外先物取引取次業務、保険代理店業務

⑤ 営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本店	東京都中央区日本橋人形町一丁目14番8号	03-3668-0651
名古屋支店	愛知県名古屋市中区栄二丁目4番1号	052-205-0161
大阪支店	大阪府大阪市北区西天満一丁目7番20号	06-6365-7571
福岡支店	福岡県福岡市中央区天神一丁目12番20号	092-714-2631

⑥ 財務の概要(平成18年3月期決算)

(a) 資本金	1,600,000千円
(b) 純資産額 *1	3,338,813千円
(c) 総資産額	47,977,389千円
(d) 営業収益 (うち、受取手数料)	3,566,491千円 (3,151,062千円)
(e) 経常利益	862,161千円
(f) 当期純利益	472,531千円

*1 商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく商品取引所法施行規則(以下、「施行規則」という。)第38条の規定により算出しています。

⑦ 発行済株式総数

発行済株式の総数 32,000株 (平成18年3月31日現在)

(注) 当社の株式は、非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

⑧ 主要株主名

氏名又は名称	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式の割合
	千株	%
三菱商事株式会社	32	100

⑨ 役員の状況

役名及び職名	氏名 生年月日	所有 株式数
代表取締役 社長	福田 良一 昭和26年 4月26日	(株) 0
常務取締役 (管理本部長)	福住 俊次 昭和25年 9月 8日	0
取締役 (管理担当 兼 ダイリング部長)	草野 誠 昭和18年10月14日	0
取締役 (第二営業 本部長 兼 第三営業 本部長)	清水 紀裕 昭和31年 5月14日	0
取締役 (総合企画 部長)	村上 公成 昭和31年2月17日	0
取締役 (非常勤)	小野 誠英 昭和25年 9月10日	0
取締役 (非常勤)	稲本 都志彦 昭和29年 1月 4日	0
取締役 (非常勤)	上川 圭一 昭和 33 年10月17日	0

役名及び職名	氏名 生年月日	所有 株式数
常勤監査役	田中 祐二 昭和23年 7月13日	(株) 0
監査役 (非常勤)	矢田部 一嘉 昭和29年 3月 6日	0
監査役 (非常勤)	三尾 伸夫 昭和43年10月14日	0

(注) 1. 監査役のうち、矢田部 一嘉氏及び三尾 伸夫氏は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第 18 条第 1 項に定める社外監査役であります。

2. 平成18年4月24日付で下記の通り取締役及び監査役の辞任と就任が行なわれました。

新任監査役 川口 和哉 退任監査役 矢田部 一嘉
退任取締役 稲本 都志彦

平成18年6月28日付で下記の通り取締役の辞任と就任が行なわれました。

新任取締役 渡邊 和雄 退任取締役 草野 誠
坂井 敏郎 上川 圭一
長瀬 純也

平成18年6月28日付で下記の通り役付役員の就任がありました。

常務取締役 清水 紀裕 (前取締役)

⑩ 従業員の状況

	総 計	男 女 別		営 業 ・ 非 営 業	
		男	女	営 業	非 営 業
従 業 員 数	132 名	110 名	22 名	72 名	31 名
平 均 年 齢	36.44 歳	37.99 歳	29.65 歳	35.23 歳	38.38 歳
平 均 勤 続 年 数	7.15 年	8.03 年	2.72 年	7.69 年	11.06 年
実 動 外 務 員 数	60 名	56 名	4 名	60 名	—

Ⅱ. 営業の状況

<<基本方針>>

当社はコモディティ・ファイナンシャルサービス産業のリーディングカンパニーとして豊かな社会生活の発展に寄与することを目指すと共に、商品先物市場の発展を推進するパイオニア企業として顧客との「信頼」「信用」「相互理解」を基盤とした経営を実践しています。

また、社会への貢献、顧客第一主義を基本理念とし、役職員一同公明正大な行動、ルールの遵守を徹底し、常時国際的な視野から先物市場を見つめています。

① リテール営業及び受託体制

マスメディア広告等を通じた資料請求型営業を中心とし、契約後の受託業務についても、法令や関係諸規則の遵守を第一義としています。ブローカー業務の基本通り、委託者より受けた委託者自身の判断に基づく売買注文は、1件毎に迅速且つ確実に取次ぎ執行し、取次ぎによるトラブルが起きないように細心の注意を払っています。又、預り証拠金などの出金に関しても委託者より請求があり次第、迅速に返還しています。

尚、委託者よりお預りしている預り証拠金については、預託必要額を株式会社日本商品清算機構に預託し、それ以外の委託者債権については、委託者保護会員制法人日本商品委託者保護基金に預託して保全しております。

また、委託者の売買サポートとして、情報・戦略・管理に関するサービスを下記の通り行っています。

(1) 情報提供サービス

三菱商事グループのグローバルなネットワークや各種情報ベンダーを利用したタイムリーな情報と「MCFS WEEKLY REPORT」「MCFS MONTHLY」による市場の見通しや経済レポート・トピックスなど、取引に役立つ情報を常に発信できるよう努力しています。

(2) 売買戦略サービス

先物取引戦略ガイド等に基づき投資手法や仕掛け方、その後の相場の動きに対する対処方法等、経験や資金量リスク許容度に見合った投資戦略を提案しています。

(3) リスクマネージメントサービス

資金量やリスク許容度に応じた売買を行って頂く為に、独自のコンピュータシステムによりお客様のポジションをリアルタイムで把握し、シミュレーションシステムを通して迅速且つ的確な相場変動への対応をアドバイスしています。

以上のように、委託者の多様なニーズに応えられるサービスの充実に今後も取り組んでいきたいと考えています。

② 法人営業及び商品ファンド関連業務

当社では、国内投資家からの受託業務に加え、欧米を中心とした一流の海外先物業者及びヘッジニーズのある国内外の当業者からの受託業務にも積極的に取り組んでおります。海外からの受託に就きましては1996年4月より専門部署を設置し、その取引拡大に努めてまいりました。

2005年5月の商品取引所法改正により、クリアリングハウス等基盤整備が行われ、我が国の先物市場の国際化はますます進んでいます。同時にヘッジファンドに代表される様に、世界の金融資産は世界中の市場を駆け巡っています。その様な市場の国際化、資金のボーダレス化を背景に当社の海外からの受託取引量は年々拡大しています。

当社では商社系取引員の信用力を発揮することにより、国内外の大口法人顧客の獲得に積極的に取り組み、法人取引に関わる売買高は、当社全体の7割近くを占めるに至っており、今年度も拡大していくと思われれます。特にエネルギー関連商品は世界からも十分に認識される市場となり、貴金属とともに海外ファンドオーダーの大半をなしています。

当社は、今後共、国際化の流れの中、アジアを代表するブローカーを目指し、商社系取引員の利点を生かしつつ、国内外の投資資金・ヘッジニーズの取り込みに注力し、当社収益に大きく寄与できる事業に育成すべく邁進する方針です。

一方、当社は創立以来商品ファンド関連業務を重要な経営課題として位置づけてまいりました。特に昨今は、超低金利が続き十分なリターン確保が困難となる環境下、個人投資家のみならず、機関投資家からもオルタナティブ投資の代表格である商品ファンドに対するニーズが高まっています。

当社は1999年度より三菱商事と共同で組成・販売を始めて以来、順調に販売額を伸ばしてまいりました。これまで中長期での投資を志向されているお客様には、アクティブ成長タイプの「アルゴ・オープン」及び「アルゴオープン2」、バランス成長タイプの「グラハム・オープン」及び「グラハム・オープン2」、安定成長タイプの「ウェルトン・オープン」、さらにコンセプト・ファンドとしての「ダイヤモンド・セレクト FX」という、4タイプの商品を提供して参りました。また、短期的な投資を志向されているお客様には、短期配当確保型のゴールド・プラス・シリーズを取り揃え、投資家の皆様の多様なニーズにお応えして参りました。

③ 自己勘定取引

当社は、収益の多様化の一環として自己ディーリングの拡充に重点を置いて参

りました。当期においても引き続き、ディーラーの養成に注力し、収益の向上に努めて参ります。

また、経営の健全化を保持する観点からリスク管理は極めて重要であり、運用手法毎のリスク限度額の設定、日々・週次・月次毎のポジション・リスク・損益等の状況については自己ディーリング管理表を作成して、管理部局はもとより社長まで報告するチェック体制を整え、慎重かつ機動的に取り組んでいく所存です。

④2005年度の営業成績及び2006年度業績見通し

2005年度の国内商品先物市場は、10月に中部商品取引所で世界初の鉄スクラップが上場された一方、東京工業品取引所の軽油は、売買枚数が極端に細り公正な価格形成機能が維持できなくなったとして、2月をもって取引を休止しました。2006年度は、東京穀物商品取引所(4月に横浜商品取引所と合併)で国内最大の農産物であるコメが試験上場される予定でありましたが、3月に不認可となり見送られました。尚現状は、取引所の合併・集約が決定若しくは検討されております。

貴金属市場は、世界的な景気の同時回復で需要の急拡大、イラン情勢緊迫やテロ警戒感、原油の高騰を背景としたインフレ懸念の広がりやインフレヘッジの側面が強調され、世界の余剰マネーが投資対象を変え商品市場に流れました。その結果、3月31日に東京工業品取引所の金先物で開所来の高値(1グラム=2,248円)をつけました。

石油市場では、史上最強のハリケーンの直撃を受けアメリカ石油関連施設の稼働遅れ、またそれに伴う需給逼迫を材料に8月末にニューヨークのWTI原油価格が史上最高値(1バーレル=71.68ドル)と高騰しました。東京工業品取引所のガソリン先物では1月31日に史上最高値(1キロリットル=66,620円)となりました。

農産物市場においては、米国产大豆・コーンは天候相場及び中国の鳥インフルエンザが急速な広がりを見せ、飼料需要の大幅減などを材料に値動きの激しい相場でした。

粗糖相場は生産過剰により長期間低迷を続けていましたが、サトウキビから作るエタノールへの関心がにわかにか高まってきました。インド、ロシアの減産に加え、ブラジルの輸出減少が材料視されファンドなど投機資金の介入により大きな相場変動となりました。

なお、全品目(オプション等含む)の年間(2005年4月～2006年3月)出来高は、改正商品取引所法の純資産額規制比率におけるリスク算出方法等が影響し、ゴム市場・砂糖市場・貴金属市場が伸びたものの、シェアの高い石油市場及び農産物市場が減少(石油市場39%減、農産物市場14%減)した事が響き、107,803千枚と前期比20%減(2期連続減)となりました。

このような情勢下において、当期の営業収益は3,566百万円(前期比407百万円増加、12.9%増)、経常利益862百万円(前期比159百万円増加、22.7%増)、当期純利益は472百万円(前期比199百万円増加、73.4%増)となりました。なお、営業収益・経常利益・当期純利益につきましては、いずれも過去最高を達成することが出来ました。

2006年度の業績見通しとしては、営業収益3,600百万円、経常利益400百万円、当期純利益230百万円を見込んでいます。

なお、2005度における受取手数料及び売買損益の市場別内訳は次の通りです。

(a) 受取手数料

(単位:千円)

商品市場名	期別	2005年度 (自 2005年4月 1日) (至 2006年3月31日)
商品先物取引		
農産物市場		736,637
砂糖市場		59,904
貴金属市場		817,033
アルミニウム市場		6,851
ゴム市場		222,597
石油市場		634,909
天然ゴム指数市場		13,677
鉄スクラップ市場		70
小計		2,491,681
オプション取引		
農産物市場		639
小計		639
商品ファンド		15,210
外国為替直物証拠金取引		642,581
保険代理店		949
合計		3,151,062

(注)1. 消費税は含まれておりません。

2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益

(単位:千円)

商品市場名	期別	2005年度 (自 2005年4月 1日) (至 2006年3月31日)
商品先物決済損益		
農産物市場		△4,704

砂糖市場	△691
貴金属市場	119,324
アルミニウム市場	△141
ゴム市場	△504
石油市場	52,656
天然ゴム指数市場	△43
小 計	165,895
商品先物評価損益	
ゴム市場	15
石油市場	10
小 計	25
店頭商品先物取引決済損益	△57,246
商品売買損益	△520
為替取引損益	35,879
合 計	144,033

(注) 1. 消費税は含まれておりません。

2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(c) 受取業務委託料 271,395千円

(d) 売買高(委託取引、自己売買合計) (単位:枚)

商品市場名	期 別 内 訳	2005年度 (自 2005年4月 1日) (至 2006年3月31日)		
		委 託	自 己	合 計
商品先物取引				
農産物市場		841,516	12,774	854,290
砂糖市場		40,172	494	40,666
貴金属市場		1,350,599	520,906	1,871,505
アルミニウム市場		8,267	30	8,297
ゴム市場		385,672	2,680	388,352
石油市場		2,066,003	485,984	2,251,987
天然ゴム指数市場		10,995	226	11,221
鉄スクラップ市場		35	0	35
小 計		4,703,259	1,023,094	5,726,353
オプション取引		255	0	255
合 計		4,703,514	1,023,094	5,726,608

(注) 受渡による決済数量は含まれておりません。

⑤ 対処すべき課題

2006年度は、景気回復基調が見られるものの、原油価格の高騰や一部地域にお

ける政情不安などわが国経済全体に影響を及ぼしかねない要因が存在しており、住宅に関する偽装事件や食肉に関する深刻な問題など国民生活に新たな不安感が発生しており、景気回復も先行き不透明さが伺えます。

当社では平成18年4月3日に関東財務局への証券業登録と同時に、社名を「三菱商事フューチャーズ証券株式会社」と変更致しました。今後の熾烈な競争を勝ち抜いて行く為、下記施策を実施、特に商社系取引員の持ち味を生かした事業の多角化を一層強力に推し進め、新たな時代に相応しい体制を整え、経営基盤の強化に取り組む所存でございます。

インターネット取引における「ワンストップ・ショップ」として、平成18年7月に証券オンライントレードの取引を開始し、商品オンライントレード・外国為替直物証拠金取引との相乗効果を狙う。高速インターネット回線の普及に伴い、今後もインターネット取引の増加が予想されることから、当社システムの増強・サーバの多重化・サイトのリニューアルを図り、商品オンライントレード・外国為替直物証拠金取引・証券オンライントレードの積極的な営業展開を目指す。

- ① 一般営業部門は、従来通り当社の中軸として、組織の効率化、人材の活性化による顧客サービスの更なる向上を計り、受託業務の伸長を目指す。
- ② 商品ファンド事業については、現在運用中の「ウェルトン・オープン」「グラハム・オープン2」「ダイヤモンドセレクト FX」「アルゴ・オープン2」の販売に注力するとともに、機関投資家の掘り起こし及び販売提携先の積極的な開拓と、親会社三菱商事株式会社と共に新たな商品ファンドの組成を行い、更なる収益確保を図る。
- ③ 自己ディーリングについては、人員の強化、手法の改善を図ることで、収益への貢献を図る。
- ④ 国内外の当業者企業からの受託取引は、親会社三菱商事株式会社や海外の兄弟会社の協力・支援を得ながら、急速に拡大して来たが、今後も人材の増強・育成を計り、国内市場への取引のみならず、欧米市場への所謂海外先物取引をも含めたグローバルな事業展開を積極的に進めていく。

⑤ 受託業務管理規則

三菱商事フューチャーズ証券株式会社

目 次

第1条	目 的
第2条	顧客管理体制
第3条	管理担当班の職務
第4条	勧誘・契約時の説明
第5条	適合性の審査
第6条	適合性による区分
第7条	商品先物取引の経験が浅い顧客並びにこれに準ずる顧客への対応
第8条	勧誘及び受託の制限
第9条	取引本証拠金の額等に係る措置
第10条	売買指示における取引意思の確認
第11条	顧客の疑義等の解明努力
第12条	自己部門と委託部門の区分
第13条	広告・宣伝に係る管理措置
第14条	受託業務における禁止行為
第15条	違反者に対する制裁
第16条	日本商品先物取引協会への届出
第17条	この規定の制定及び改正

添付資料 I

1. 口座開設申込書について
2. 「商品先物取引を始めるにあたってのご確認」の内容について
3. 商品先物取引の未経験者における建玉制限について
4. 受託契約準則第 11 条第 2 項に基づく翌営業日の正午まで猶予する取引本証拠金の上限について
5. 取引本証拠金の額等について

管理担当班の組織図

第1条 目的

この規則は、受託業務の誠実かつ公正な運営及びその管理について、必要な事項を定める。

第2条 顧客管理体制

1. 受託業務に係わる責任の所在の明確化を図るため、本店及び従たる営業所に管理担当班を設置し、営業本部長・営業部長・支店長を管理責任者とする。
2. 管理責任者を統括する者として管理総括責任者を置き、役付取締役が担当する。
3. 管理総括責任者を補佐する者として副管理総括責任者を置き、取締役またはこれに準ずる者が担当する。
4. 管理総括責任者及び副管理総括責任者を補佐する部門として、本店に管理部を置く。

第3条 管理担当班の職務

1. 受託業務の適正な運営を行うため、管理担当班の職務を次の通り定める。
 - a) 顧客の適合性の審査
 - b) 営業部門の関係法令諸規則並びにこの規則の遵守状況の監督及び指導
 - i) 営業活動全般において適切な受託業務が行われるように指導及び監督をする。
 - ii) 不適切な事実を発見した場合は、必要な改善措置を取る。
 - c) 顧客への商品先物取引に必要な知識を深め、理解度を高めるために必要な措置
 - d) 顧客の取引内容の分析精査及び異常な兆候が認められた場合の迅速適切な措置
 - e) 顧客からの苦情・紛争に対する適切な対応
 - f) 顧客に対する取引の仕組み及び損失のリスク等の取引内容の理解度確認の実施
 - g) その他必要と認められる事項
2. 管理担当班の職務を踏まえ、以下の者は特に次のことを行う。
 - a) 管理総括責任者及び副管理総括責任者
 - i) 管理総括責任者は、受託業務の総括管理及び管理担当班の職務を統轄する。
 - ii) 管理責任者の評価は、営業面での業績評価に加え、受託業務管理者としての面からの評価を併用して行う。
 - b) 管理責任者
 - i) 顧客の適合性に対する予備的な審査を行う。
 - ii) 取引内容に異常な兆候が認められる場合には、取引内容の分析精査を行い、顧客の理解度・判断力・資産状況等からみて過度な取引と判断されるときは、取引の縮小あるいは制限等の適切な措置を取る。
 - iii) 登録外務員の評価は、営業面での業績評価に加え、法令諸規則等の遵守状況の面からの評価を併用して行う。
 - c) 管理部
 - i) 顧客の適合性の審査を行う。
 - ii) 日常の営業活動に対する法令諸規則等の適用・解釈について判断や助言を行う。
 - iii) 顧客とのトラブルの事例や法令諸規則等についての研修を実施し、営業部門の受託業務の管理能力の向上に努める。
 - iv) 顧客に対する電話による理解度確認の実施

第4条 勧誘・契約時の説明

1. 商品先物取引の勧誘に際しては、会社名、登録外務員の氏名及び商品先物取引の勧誘である旨を告げ、勧誘を受ける意思の有無を確認する。顧客に告知したこと及び顧客の意思を確認したことの記録(告知をした登録外務員名及び日時、意思表示を受けた登録外務員名及び意思表示のあった日時等)を顧客カード(以下「審査書類」という。)に記載する。
2. 顧客が勧誘を受けない旨(委託を行わない旨を含む)の意思表示をした場合には、速やかに勧誘を終了し、再勧誘をしてはならない。また再勧誘を防止するための措置として、当該情報については集約し、社内閲覧等により周知するものとする。
3. 勧誘にあたっては、次の行為を禁止とする。
 - a) 深夜・早朝等の迷惑な時間帯の勧誘。
 - b) 顧客の意思に反して長時間・反復等の執拗な勧誘。
 - c) 顧客に対し、威迫し、困惑させ、または不安の念を生じさせるような勧誘。
 - d) 顧客が迷惑であると表明した時間・場所・方法による勧誘。
4. 商品先物取引の契約に際しては、顧客が自己責任で取引を行なえるように次の手順により商品先物取引に関する説明を行い、十分な理解と納得を得た上で参加を求めることとする。
 - a) 契約に際しては、事前に「受託契約準則」及び「商品先物取引－委託のガイドー」を交付する。
 - b) 商品取引所法第 217 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する商品先物取引の投機性及びリスクについて説明を行い、顧客が理解したことを書面により確認する。
 - c) 前号の確認が行われた後、商品取引所法施行規則第 104 条に定める商品先物取引の仕組み等(特に取引証拠金制度、損益の計算方法、禁止行為等)について説明を行い、顧客が理解したことを書面により確認する。
 - d) 前各号の手順により理解を得た顧客から次条に定める口座開設申込書等の必要書類を受領する。なお、口座開設申込書の投資可能資金額については、損失を被っても生活に支障のない範囲で差し入れ可能な金額であること、取引によって損失等が発生した場合には当初届け出た金額から控除したものが新たな投資可能資金額となる旨を説明し、これらの趣旨を顧客に十分理解させた上で申告を受けるものとする。
5. 法令諸規則に定められていること以外に、顧客が自己責任において取引を行うことを徹底するために、顧客に次のことを開示する。
 - a) 「受託制限者」、「受託制限者に準ずる者」(以下「準受託制限者」という。)に対して勧誘及び委託を行わないこと。ただし、「準受託制限者」については、第 8 条に規定する要件を満たす場合に限り、受託することができる。
 - b) 「商品先物取引のリスクについて(危険開示)」及び「相場が予想した方向と逆に動いたときに」の 2 種類の書類を顧客に配付し、詳細な説明を行う。
 - i) 顧客からその確認として「書類を受領し内容を理解した」旨を記載した書面を受領する。
 - ii) 「商品先物取引のリスクについて(危険開示)」は、次のことを要約・記載する。
 - イ) 商品先物取引の投機性
 - ロ) 商品先物取引の資金効率(損失のリスク)
 - ハ) 取引の制限(取引所による取引制限)

- ニ) 取引の判断(取引継続の判断)
 - ホ) 取引の管理(損失の自己負担)
 - iii) 「相場が予想した方向と逆に動いたときに」は、次のことを要約・記載する。
 - イ) 決済(手仕舞い)
 - ロ) 追加資金の投入(取引追証抛金の預託)
 - ハ) 途転(どてん)
 - ニ) 難平(なんびん)
 - ホ) 両建(りょうだて)

顧客より両建の要請があった場合は、「両建の仕組みとリスクを理解した上で行う」旨の書面を徴収する。
 - iv) その他
 - イ) 本人確認書類
 - ロ) 投資可能資金額の設定
 - ハ) 受託制限者及び準受託制限者
 - ニ) 不正資金の流入防止
 - ホ) 有価証券の取り扱いに関する税金
 - ヘ) 確定申告の際のご注意

第5条 適合性の審査

1. 登録外務員は、適合性審査に必要な情報を顧客の自書による口座開設申込書により収集するとともに、「商品先物取引を始めるにあたってのご確認」等の関係書類により顧客の理解度を確認し、顧客の年収及び金融資産の状況、商品先物取引その他の投資経験の有無等の属性情報に基づき、顧客に商品先物取引に参加する適合性があると判断したときは、第6項に定める顧客の適合性審査に必要な書類及び顧客カードを管理責任者に提出する。
2. 管理責任者は、審査書類及び登録外務員からの顧客の属性情報の聞き取りを通じて、顧客の商品先物取引に対する受託の適否を予備的に調査し、受託することが適当であると判断した場合には、顧客カードに所見を記載した上、審査書類を添えて管理部長に提出し適合性の審査を受ける。
3. 管理部長は、審査書類に基づいて顧客の適合性を厳格に審査し、適合性の審査結果(審査日、受託の適否、その判断理由)を顧客カードに記載する。
4. 審査の結果、適合性がないと判断したときは、「第8条 勧誘及び受託の制限」に基づいて必要な措置を取る。
5. 勧誘の過程で顧客に適合性がないと判明した場合は、直ちに勧誘を中止し、その経過を業務日誌に記載する。
6. 管理部長は、適合性の審査結果について、遅滞なく管理総括責任者及び副管理総括責任者に報告を行う。
 - a) 審査書類は、次の通りとする。
 - i) 口座開設申込書
 - イ) 当社が適合性を判断する基礎資料とするために、顧客に顧客情報を正確に記入することを求める。

- ロ) 口座開設申込書に記入を求める事項は、添付資料 I-1.の通りとする。
- ii) 顧客カード
 - イ) 顧客カードは、次の事項を確認できるものとし、裏面に口座開設申込書のコピーを貼付するほか、登録外務員が必要事項を記載して作成する。
 - (1) 氏名、住所、性別、生年月日、家族状況
 - (2) 職業、会社名、役職名及び勤務先住所
 - (3) 収入及び金融資産の状況
 - (4) 商品先物取引その他の投資経験の有無及び取引期間
 - (5) 投資可能資金額
 - (6) 口座開設までの状況
 - (7) 取引動機
 - (8) 商品先物取引の仕組・リスク説明及び確認
 - (9) 受託制限者及び準受託制限者の確認
 - (10) 本人確認の方法
 - (11) 適合性の審査結果
 - (12) その他必要と認める事項
 - ロ) 顧客カードは、本店管理部に正本を備え付け、従たる営業所には各営業所管轄の顧客カードの写しを備え付ける。
 - ハ) 顧客の属性情報に変更があったと判明したときは、顧客カードの該当事項を電磁的に更新する。
- 7. 口座開設申込書の記載内容から「受託制限者」、「準受託制限者」の懸念がある場合は、口頭で顧客に確認し、これらの制限者であることが判明した場合は、「第 8 条 勧誘及び受託の制限」に基づいて必要な措置を取る。
- 8. 第3項及び第8条第1項 d)に定める適合性の審査を終了した後でなければ、約諾書の徴収、取引証拠金の預託及び取引の指示を受けてはならない。

第6条 適合性による区分

1. 顧客が資金力・理解度・投資経験等に照らして過度なリスクを取らないように、商品先物取引経験が3ヵ月未満の未習熟者、または取引終了後3年を経過している顧客(以下「未経験者」という。)については、当社の適合性の原則による取引制限が設けられていること及びその内容を説明する。取引制限は添付資料 I-3.の通りとする。
2. 当社で3ヵ月間以上の取引を行った顧客を対象者とし、受託契約準則第 11 条第 2 項に基づく申請があったときには、審査書類その他顧客から受領した書類及び登録外務員からの顧客に関する情報の聞き取りを通じて、管理総括責任者が適当であると認めた場合、受託契約準則第 11 条第 2 項に基づく取引本証拠金の入証を翌営業日の正午まで猶予できるものとする。

第7条 商品先物取引の経験が浅い顧客並びにこれに準ずる顧客への対応

1. 商品先物取引は、投機性が強くハイリスク・ハイリターン取引であるため、前条第1項に定める未経験者又はこれに準ずると判断される顧客については、特に次のことを行う。

- a) 「第4条 勧誘・契約時の説明」に定める説明を十分に行う。
- b) 取引の開始以降の3ヵ月間については、商品先物取引の仕組み等に関する知識の習得と理解が十分に行われるように啓発する。ただし、顧客から商品先物取引の経験が3ヵ月間以上あり、かつ、現在取引を3年以上休止していないとの申告があった場合は、習熟期間を終了した顧客と見做す。
- c) 資金に余裕ある取引となるように顧客に勧奨するとともに、顧客の理解度・判断力・資産状況・投資額等からみて明らかに過度な取引と判断されるときは、顧客と相談の上取引の縮小あるいは制限する等の措置を取る。

第8条 勧誘及び受託の制限

1. 不適合者の参入を防止するため、「受託制限者」及び「準受託制限者」に対して勧誘及び受託を行わないこととし、また、顧客がそれらに該当すると懸念がある場合には、管理担当班が口頭で顧客を確認する。
 - a) 「受託制限者」は、次の通りとし、勧誘及び受託は行わないこととする。
 - i) 未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
 - ii) 生活保護法の適用を受けている世帯に属する者
 - iii) 破産者で復権を得ない者
 - iv) 過去に紛争を多発した顧客、その他商品先物市場の秩序を乱す恐れがある者
 - v) その他これに準ずる者
 - b) 「準受託制限者」は次の通りとし、原則として勧誘及び受託を行わない。
 - i) 年金、恩給、退職金、保険金等により生計をたてている者(それらの収入が収入全体の過半を占めている者)
 - ii) 一定の収入のない者(年収が500万円に満たない者)
 - iii) 投資可能資金額を超える取引証拠金を必要とする取引を行う者
 - iv) 一定以上の高齢者(75歳以上の顧客)
 - v) 企業又は公共団体等の出納責任者
 - c) 取引の受託後に「受託制限者」であることが判明した場合には、建玉の処置等を顧客、後見人、あるいは親権者等と相談の上決定し、且つ新たな取引は行わない。
 - d) 「準受託制限者」に該当することが取引の受託前に判明した場合において、顧客より次に掲げる要件を満たしていることを証明する書面が提出され、管理総括責任者がこれを審査して適合性があると判断したときに限り、登録外務員は勧誘及び受託することができる。
 - i) b)号 i) ii)及び v)に該当する顧客については、顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。
 - ii) b)号 iii)に該当する顧客については顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失をしても生活に支障のない範囲で設定されていること、新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。
 - iii) b)号 iv)に該当する顧客については、顧客が直近3年以内に延べ90日以上にわたり商品先物取引を行った経験があることなど、商品先物取引を行うに相応しい十分

な投資経験があること、商品先物取引の仕組み・リスクその他説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していること。

- iv) 顧客本人の自書により、自らが適合性原則に照らして原則として不相当と認められる勧誘の対象者であることを理解しているとともに、i) ii) iii)に定める例外要件を自らが満たすことについて確認している旨の書面による申告があること。
 - e) 取引の受託後に「準受託制限者」であることが判明した場合には、原則として新たな取引は行わない。ただし、上記書面を徴収し、管理総括責任者が審査を行い適合性があると判断した場合に限り、継続して勧誘及び受託を行うことができる。
2. 前項の該当者に限らず、顧客の取引が資産状況並びに社会通念上の範囲を超えることとなったときは、適切な措置を取る。
 3. 公金出納取扱者や金融機関等において他人の金銭・有価証券等を取り扱っている者が、不正にそれらを投資資金として流用することが社会問題となっていることを、未然に防ぐことを目的として経理・財務担当者等自己の資産以外の金銭・有価証券等を取り扱っている顧客からの入金額が、年収、資産状況並びに社会通念上の範囲を超えることとなった場合には、資金の裏付けとなる証明書類の提出を求める。顧客に趣旨を説明し了解を得て資金の裏付けとなる証明書類の提出を受けた場合のみ、原則として、確認できた範囲内において、継続して取引を受託する。証明書類の提出がなく十分な審査ができない場合は、顧客と相談の上新たな取引は行わない。
 4. 商品先物取引をするための借入れの勧誘は行わないこととし、商品先物取引をするための借入れが判明した場合は、新たな取引は行わない。

第9条 取引本証拠金の額等に係る措置

当社で取り扱う上場商品の取引本証拠金の額等は、添付資料 I の通りとする。

第10条 売買指示における取引意思の確認

1. 登録外務員は、顧客から委託を受けた場合は、受託契約準則第6条を遵守し、指定された項目について顧客に確認する。
2. 登録外務員は、取引の受託に関する内容を、業務日誌及び管理者日誌に記入する。
3. 管理部は、業務日誌及び管理者日誌等により、登録外務員が顧客からの売買指示を的確に遂行していることを適宜確認する。問題がある場合には、管理責任者よりヒアリングし、不適切な場合は指導する。

第11条 顧客の疑義等の解明努力

1. 顧客からの取引に関する相談や苦情等の窓口を管理部とする。
2. 管理部は、取引経過の記録の整備・充実を図るとともに、苦情等について積極的に顧客からの疑義の解明に当たり、早期に解決するように努める。

第12条 自己部門と委託部門の区分

自己取引部署と顧客の建玉を取り扱う部署を区分するとともに、役職員を兼務させない。

第13条 広告・宣伝に係る管理措置

1. 受託業務に係る広告審査を行うため、広告審査委員会を設置し、管理部門の役員を管理責任者とする。
2. 広告審査委員会は、広告に関する規則に基づいて広告等の審査を行う。

第14条 受託業務における禁止行為

商品先物取引の勧誘及び受託にあたっては、登録外務員は、商品取引所法、同法施行規則、加入商品取引所定款、受託契約準則、日本商品先物取引協会の自主規制規則に定める禁止行為をしてはならない。

第15条 違反者に対する制裁

受託業務における禁止行為を犯した者に対しては、就業規則及び外務員に関する規則によりこれを懲戒する。

第16条 日本商品先物取引協会への届出

この規則は、日本商品先物取引協会へ届け出る。これを変更したときも同様とする。

第17条 この規則の制定及び改正

この規則の制定及び改正は、取締役会の決議を経て行う。

(付則) この規則は、平成10年9月1日から実施する。

(付則) この規則は、平成11年5月1日から実施する。

(付則) この規則は、平成11年7月1日から実施する。

(付則) この規則は、平成11年10月1日から実施する。

(付則) この規則は、平成15年4月1日から実施する。

(付則) この規則は、平成15年6月6日から実施する。

(付則) この規則は、平成17年5月1日から実施する。

(付則) この規則は、平成17年12月1日から実施する。

添付資料 I

1. 「口座開設申込書」に記入を求める事項は、次の通りとする。

個人取引

- a) 氏名、住所
- b) 住居の種類、居住年数
- c) 性別、生年月日、家族構成
- d) 職業、勤務先、役職、勤務先住所
- e) 年収(税引き前)
 - i) 500万円未満／500万円以上／1,000万円以上／1,500万円以上／2,000万円以上
- f) 金融資産額(現預金・国債・株式等)
 - i) 500万円未満／500万円以上／1,000万円以上／1,500万円以上／2,000万円以上

法人取引

- g) 法人名及び代表者名、住所
- h) 資本金、年商、事業内容
- i) 取引の執行を認められている者の氏名、役職

個人取引・法人取引共通事項

- j) 投資可能資金額
- k) 投資経験の種類
 - i) 商品先物取引(オプション取引を含む)／金融先物取引(オプション取引を含む)または株式の信用取引／株式の現物取引／投資信託／商品ファンド／為替証拠金取引
- l) 投資期間(それぞれの投資経験の種類ごとに)
 - i) 3ヵ月未満／3ヵ月以上／1年以上
- m) 社名、銘柄(商品先物取引、証券先物取引、金融先物取引または株式の信用取引等)
- n) 現在は取引を3年以上休止している(先物取引についてのみ)
 - i) はい／いいえ
- o) 受託制限者であるか否か
 - i) 該当する／該当しない

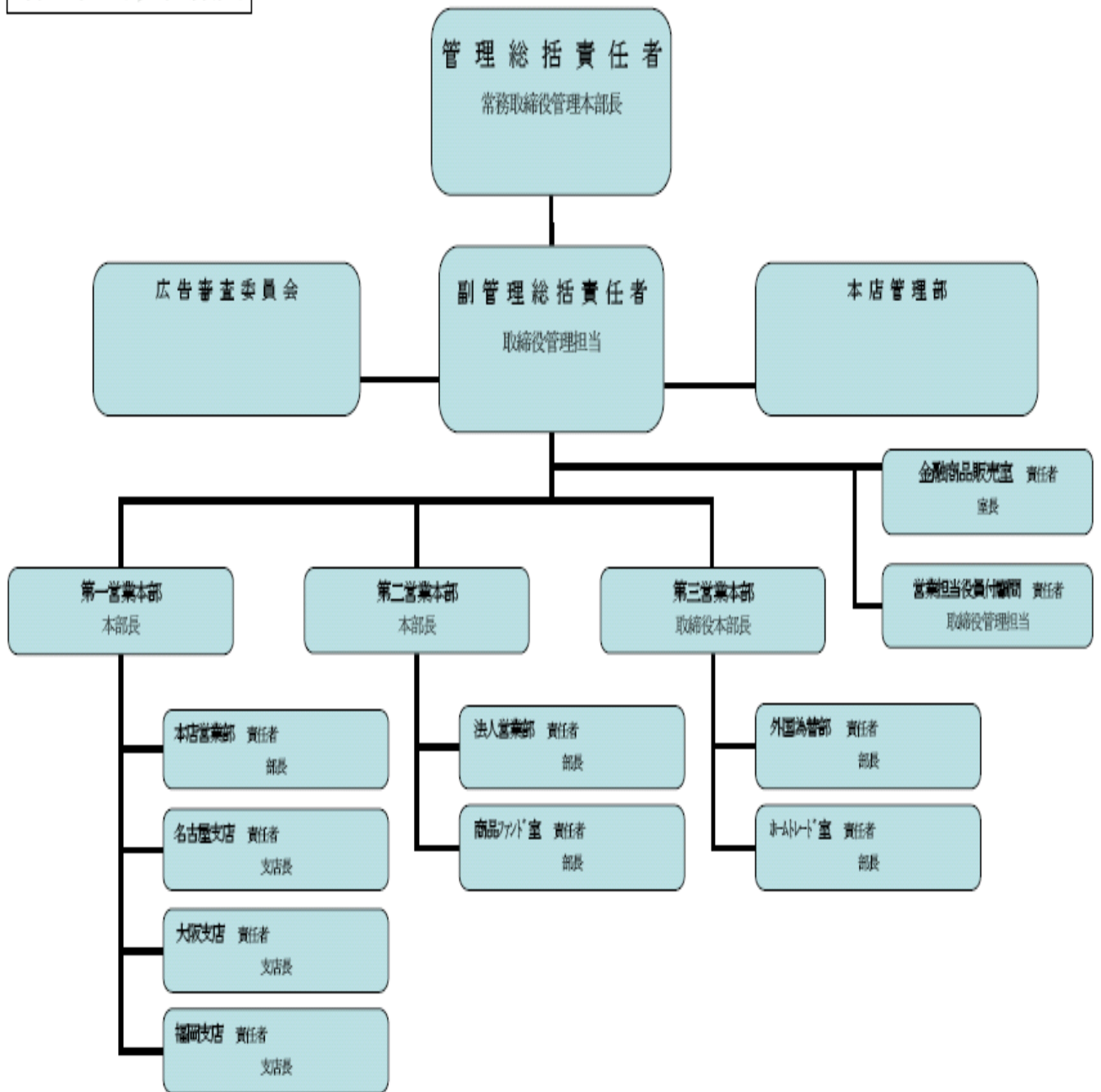
2. 「商品先物取引を始めるにあたってのご確認」に記入を求める事項は、次の通りとする。

- a) 商品先物取引は少ない証拠金で約10～30倍ほどの額の取引を行うというハイリスク・ハイリターンなものであるため、相場の変動によっては、短期間で多額の損失となることもあり、お預かりした証拠金以上の損失が生じるおそれもあるということをご存知ですか？
 - i) 知っている／知らない
- b) ご契約にあたり、「受託契約準則」「商品先物取引-委託のガイド-」をよくお読みになり、内容についてご理解いただきましたか？
 - i) 理解した／理解していない

- c) 商品先物取引は利益や元本が保証されている取引ではないという事をご存知ですか？
 - i) 知っている／知らない
 - d) 取引はお客様ご自身の責任と判断によって行わなければならないという事をご存知ですか？
 - i) 知っている／知らない
 - e) 相場は営業社員のアドバイスのとおりに動くとは限らず、また取引を営業社員に一任することはできない事をご存知ですか？
 - i) 知っている／知らない
 - f) どの銘柄にも値幅制限(ストップ高、ストップ安)があり、その際に注文が成立しない場合があることをご存知ですか？また建玉制限があることもご存知ですか？
 - i) 知っている／知らない
 - g) 取引証拠金の種類(本証拠金、追証拠金、定時増証拠金、臨時増証拠金)についてそれぞれ充分にご理解いただきましたか？
 - i) 理解した／理解していない
 - h) 建玉を決済した際に、各銘柄ごとの手数料(消費税含む)をご負担いただくということをご存知ですか？
 - i) 理解した／理解していない
 - i) 投資可能資金額について、ご理解いただきましたか？
 - i) 理解した／理解していない
3. 未経験者については、投資可能資金額の 1/3 までの取引証拠金額を限度とした取引の勧誘を行う。ただし、顧客から投資可能資金額の 1/3 を超える取引を希望する旨の申出があったときは、商品先物取引に習熟していることが客観的に確認できる場合であって、以下の内容が記載された顧客の自書による申出書の提出を受け、管理総括責任者が審査して承認したときに限り、登録外務員は勧誘及び受託することができる。
- a) 未経験者を保護するために取引制限を行う措置が設けられていることを理解していること。
 - b) 上記の例外要件を満たすための要件を理解していること。
 - c) 当該要件を自らが満たすことについて確認していること。
4. 管理総括責任者が許可した受託契約準則第 11 条第 2 項に基づく取引本証拠金の入証を翌営業日の正午まで猶予する与信額の上限を次の通りとする。
- a) 300 万円までは管理責任者の裁量とする。
 - b) 500 万円までは営業本部長の裁量とする。
 - c) 500 万円を超える場合は管理総括責任者の裁量とする。
5. 取引本証拠金の額等については次の通りとする。
- a) 当社で取り扱う上場商品における取引本証拠金の額等はすべて、各取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。
 - b) 当社で定める取引本証拠金の額等は、市場の動向その他諸事情により、各取引所が定

める取引本証拠金基準額を下回らない範囲内において変更し、顧客にこのことを事前に通知するものとする。

管理担当班組織図



⑥外務員の登録状況

期首登録外務員数（名）	新規登録数（名）	登録抹消数（名）	期末登録外務員（名）
109	8	14	103
（内実働外務員数）63	6	9	60

注：含む役員4名

⑦委託者に関する事項

期首委託者数（名）	新規委託者数（名）	期末委託者数（名）
2,231	855	2,449

⑧苦情・紛争に関する事項

平成17年度中の受付件数及び処理結果

苦情申出事由	発生件数	処理結果（継続のものを含む）			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	0	—	—	—	—
取引に係るもの	0	—	—	—	—
取引終了時に係るもの	0	—	—	—	—
その他に係るもの	0	—	—	—	—
合計	0	0	0	0	0

紛争申出事由	発生件数	処理結果（継続のものを含む）			処理中
		解決	取下げ	不調	
勧誘時に係るもの	0	—	—	—	—
取引に係るもの	0	1	—	1	1
取引終了時に係るもの	0	—	—	—	—
その他に係るもの	0	—	—	—	—
合計	0	1	0	1	1

⑨訴訟に関する事項

(1) 平成 17 年度中の係争

今年度中における訴訟（前年度より係争中ものを含む）は、日本商品先物取引協会における斡旋・調停終了後、委託者の未払金に対し当社がその支払いを求めたところ提訴されたものが 1 件、また、委託者より不適切な取引があったとの申出により訴訟となったものが 1 件でした。また、未収金請求のため当社から提訴したものが 3 件でした。

訴訟件数	判決	和解	係争中
7 件	3 件	1 件	3 件

(2) 平成 17 年度中の判決及び和解

判決 3 件については、未収金請求のため当社から提訴したもので、債務名義をいただいて 2 件は回収し、1 件は分割で回収しています。

和解 1 件については、当社より、委託者の未払金を請求したところ訴訟となりましたが、地方裁判所からの案を受け入れて和解しました。

Ⅲ. 経理の状況

① 貸借対照表

貸借対照表

(2006年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	46,355,243	流動負債	43,840,777
現金預金	9,807,525	委託者未払金	367,193
委託者未収金*2	3,291,151	短期借入有価証券	1,080,000
前払費用	25,134	未払法人税等	272,015
保管有価証券*1	6,561,532	預り証拠金	30,946,732
預託金*1	1,140,000	為替取引証拠金	5,612,915
繰延税金資産	91,607	委託者先物取引差金*3	4,136,052
未収入金	1,090,787	未払金	924,853
差入保証金*1	24,150,896	賞与引当金	140,000
委託者为替取引未決済勘定	117,407	預り金	13,820
その他	81,358	その他	347,194
貸倒引当金	△ 2,158	固定負債	200,977
固定資産	1,622,146	退職給付引当金	179,393
有形固定資産	92,434	役員退職慰労引当金	17,584
建物	15,523	その他	4,000
器具及び備品	76,910	引当金	683,020
無形固定資産	104,162	商品取引責任準備金	683,020
電話加入権	6,869	(商品取引所法第221条)	
ソフトウェア	97,293		
投資その他の資産	1,425,549	負債合計	44,724,774
出資金	549,600	資本の部	
長期未収債権*2	21,954	資本金	1,600,000
長期差入保証金	192,778	資本金	1,600,000
敷金	241,933	資本剰余金	67,045
長期前払費用	53,783	資本準備金	67,045
繰延税金資産	370,178	利益剰余金	1,585,569
その他	6,687	利益準備金	15,760
貸倒引当金	△ 11,366	当期末処分利益	1,569,809
		資本合計	3,252,615
資産合計	47,977,389	負債及び資本合計	47,977,389

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

② 損益計算書

損益計算書

[自 2005年4月 1日
至 2006年3月31日]

(単位:千円)

科 目		金 額	
経常損益の部	営業収益		
	受 取 手 数 料	* 1 3,151,062	
	売 買 損 益	* 2 144,033	
	受 取 業 務 委 託 料	271,395	3,566,491
	営業費用		
	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,712,215	2,712,215
	営 業 利 益		854,275
	営業外収益		
	受 取 利 息	14,917	
	そ の 他	3,886	18,803
営業外費用			
支 払 利 息	4,004		
そ の 他	6,914	10,918	
	経 常 利 益		862,161
特別損益の部	特 別 利 益		
	受 取 和 解 金	18,000	18,000
特別損益の部	特 別 損 失		
	商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入	82,050	82,050
	税 引 前 当 期 純 利 益		798,110
	法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	407,418	
	法 人 税 等 調 整 額	△ 81,839	325,578
	当 期 純 利 益		472,531
	前 期 繰 越 利 益		1,097,277
	当 期 未 処 分 利 益		1,569,809

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

③ 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

(a) 保管有価証券は商品取引所法施行規則第39条の規定により商品取引所が定めた充用価格によっており、主な有価証券の価格は次のとおりです。

利付国債証券	額面金額の 80%～85%
社債券(上場銘柄)	額面金額の 65%
株券(一部上場銘柄)	時価の 70%相当額
指定倉荷証券	時価の 70%相当額

借入有価証券は借入時の価格によっており、主な有価証券の価格は次のとおりです。

株券(上場銘柄) 借り入れた日の前日の終値

(b) その他有価証券(時価のないもの)は移動平均法による原価法(償還期限及び償還金額の定めのあるものについては償却原価法)によっています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有価固定資産	定率法。なお、主な耐用年数は、建物3～15年、器具及び備品4～20年です。
無形固定資産	定額法。なお、主な耐用年数は、自社利用ソフトウェア5年です。
長期前払費用	均等額償却

(3) 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

(a) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(b) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しています。

(c) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しています。

(d) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しています。なお、当該引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金です。

(e) 商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第 221 条の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上しています。

(4) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算

差額は損益として処理しています。

(5)営業収益の計上基準

①受取手数料

- a商品先物取引 委託者の売付け又は買付けに係る取引が成立したときに計上しています。
- bオプション取引 委託者の売付け又は買付けに係る取引が成立したときに計上しています。
- c商品ファンド 取引成立日に計上しています。
- d外国為替直物証拠金取引 委託者の売付け又は買付けに係る取引が成立したときに計上しています。

②売買損益(商品先物決済損益)

反対売買により取引を決済したときに計上しています。ただし、期末未決済残高は期末の時価により評価損益を計上しています。

③受取業務委託料

契約に基づき計上しています。

(6)リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(7)消費税等の会計処理

税抜き方式を採用しています。ただし、資産等に係る控除対象外消費税等は発生営業年度の期間費用としています。

(8)会計方針の変更

① 固定資産の減損に係る会計基準

固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書(企業会計審議会 平成14年8月9日)」及び「固定資産の減損会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)が、平成17年4月1日以降開始する営業年度に係る計算書類から適用されることになったことに伴い、当営業年度から同会計基準及び同適用方針を適用しています。これによる当営業年度の損益に与える影響はありません。

② 受取手数料

商品先物取引業統一経理基準の改正(平成17年5月施行)に伴い、従来は委託者が取引を転売または買戻し及び受渡しにより決済した時に収益を計上(取引決済日基準)していましたが、当営業年度から取引約定日基準により収益を計上しています。なお、従来の方法によった場合に比べ、営業収益、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ75,678千円増加しています

④ 注記事項

(貸借対照表関係)

*1 (イ)預託資産 取引証拠金として次の資産を商品取引清算機関へ預託しています。

保管有価証券 6,558,302 千円
 差入保証金 24,150,786 千円

(ロ)分離保管資産 商品取引所法第 210 条の規定に基づいて分離保管されている資産の内訳は次のとおりです。

預託金 1,140,000 千円

また、取引証拠金に代えて、銀行の保証を受けている金額は 500,000 千円です。

*2 委託者未収金のうち、無担保のものは 37,880 千円(うち投資の部に計上されているものは 21,954 千円)、発生から1年を経過しているものは 35,994 千円です。

*3 委託者の未決済取引を期末時価で決済したと仮定して計算した委託者の売買益相当額を、委託者に代わって商品取引所から受け取った金額です。この金額は、すべての委託者の各商品取引所の商品ごとに差損益金を算定したうえで、各商品取引所ごとに合計して算出したものです。

(損益計算書関係)

*1 受取手数料の内訳

商品先物取引	2,491,682 千円
オプション取引	639 千円
商品ファンド	15,210 千円
外国為替直物証拠金取引	642,581 千円
保険代理店手数料	949 千円
合 計	3,151,062 千円

*2 売買損益の内訳

商品先物決済損益	108,649 千円
商品先物評価損益	25 千円
商品売買損益	△520 千円
為替取引損益	35,879 千円
合 計	144,033 千円

(その他)

他の商品取引員に委託している自己取引はありません。

⑤ 利益処分計算書

利益処分計算書

〔株主総会承認日〕
〔平成18年6月28日〕

(単位:円)

摘 要	金 額
当 期 未 処 分 利 益	1,569,809,515
これを次のとおり処分します。	
次 期 繰 越 利 益	1,569,809,515

⑥ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書については、商法特例法による会計監査人の監査を受けております。

⑦ 財務比率

諸 項 目	比率等
(a) 純資産額規制比率[純資産額(*1)/リスク額(*1)×100]	653%
(b) 自己資本資本金比率[自己資本/資本金×100]	203%
(c) 自己資本比率[自己資本/総資本×100]	7%
(d) 修正自己資本比率[自己資本/総資産額(*2)×100]	22%
(e) 負債比率[負債合計額/純資産額(*3)]	11.2倍
(f) 流動比率[流動資産額/流動負債額×100]	106%

- * 1 「純資産額」は、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出し、「リスク額」は、同法第211条に基づく施行規則第99条により算出しています。
- * 2 「総資産額」は、委託者に係る株式会社日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額とのいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除きます。
- * 3 「純資産額」は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しているものを言います。